

# 熊本県奨学のための給付金交付申請書

熊本県教育長 様

年 月 日

次の4点を確認の上、□にレ点を付けてください。

- この申請書の記載内容は、事実に相違ありません。
- この申請書に虚偽の記載があった場合は、熊本県の求めに従いその全額を即時返還します。
- 私は熊本県以外の都道府県に奨学のための給付金の申請は行っていません。
- この申請の対象となる高校生等は児童福祉法による児童入所施設措置費（見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高校生等を除く））の支弁対象ではありません。

次のとおり奨学のための給付金の交付を申請します。

申請内容に該当するいずれかの□にレ点を付けてください。

申請内容	<input type="checkbox"/> 新入生 <input type="checkbox"/> 4～6月分（前倒し給付） <input type="checkbox"/> 7～3月分 ※前倒し給付をした者のみ <input type="checkbox"/> 1年間分 <input type="checkbox"/> 家計急変（ 月から家計急変のため）	<input type="checkbox"/> 在學生 <input type="checkbox"/> 1年間分 <input type="checkbox"/> 家計急変（ 月から家計急変のため）

ふりがな		高校生等との関係	<input type="checkbox"/> 親権者	<input type="checkbox"/> 未成年後見人
申請者氏名	印		<input type="checkbox"/> 未成年後見人である里親	<input type="checkbox"/> 主たる生計維持者
申請者住所	〒	TEL		

## 【1 対象となる高校生等について】

ふりがな		生年月日	昭和	年	月	日
氏名			平成			
在学する学校	学校の名称				課程	
	学校の所在地	都道府県	市区町村			
過去の高等学校等における在学期間	学校名	年 月 日	～	年 月 日	学年	年
	学校名	年 月 日	～	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数 回
	学校名	年 月 日	～	年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学時に給付金を受給した回数 回
						回

## 【2 生活保護（生業扶助）の受給状況について】

基準日現在の世帯の状況について該当する□にレ点を付けてください。

①	<input type="checkbox"/>	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）を受給しているため、生活保護受給証明書を提出します。 → 裏面【5 交付申請額】へ進んでください。
②	<input type="checkbox"/>	生活保護法（昭和25年法律第144号）第36条の規定による生業扶助（高等学校等就学費）は受給していません。 → 裏面【3 保護者等の収入の状況について】へ進んでください。

（裏面も記入してください。）

## 【3 保護者等の収入の状況について】

(1) 次の者の課税証明書等を提出します。該当する□にレ点を付けてください。

①	<input type="checkbox"/>	<b>親権者（両親）2名分</b>
②	<input type="checkbox"/>	<b>親権者1名分</b> （親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。） ・離婚、死別等により親権者が1名の場合、 ・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の1人の課税証明書等を提出できない場合 等
③	<input type="checkbox"/>	<b>未成年後見人（ ）人分</b> 親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分） ※未成年後見人が法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	<input type="checkbox"/>	<b>生徒の生計をその収入により維持している者（主たる生計維持者）1名分</b> ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合、 ・成人に達しているが主たる生計維持者が存在する場合 等
⑤	<input type="checkbox"/>	<b>生徒本人</b> 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合 等

(2) 課税証明書等を添付する者の氏名及び生徒との続柄

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

【4 扶養親族の状況について】

当該世帯に基準日現在、対象となる高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹がいる場合には、記入してください。

扶養親族の状況	続柄	氏名	生年月日	職業・学校名学年等	給付金の申請の有無	課程	備考
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	
					<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 通信制 <input type="checkbox"/> 通信制以外	

【5 申請（請求）額】

申請（請求）額	円
---------	---

※申請（請求）額の詳細は、熊本県奨学のための給付金募集案内を参照してください。

【6 振込口座の届出】

口座振替払	金融機関名	銀行・農協 信用金庫 信用組合		支店名	本店 支店・支所 出張所	金融機関・支店コード				
	預金種別	1 普通 2 当座	口座番号		フリガナ					
					口座名義					

※振込口座が確認できる書類（通帳の表紙やキャッシュカード等のコピー）を添付してください。

※申請者以外の者の口座を指定する場合、委任状が必要です。

## 記入上の注意

【対象となる高校生等について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 現在通っている学校の在学期間について、記入してください。また、過去に高等学校等に在学したことがある場合には、当該学校の在学期間についても記入してください。
- ロ 「高等学校等」とは、国公立の高等学校、中等教育学校の後期課程、高等専門学校（第1学年から第3学年まで）、専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。
- ハ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤高等専門学校（1～3学年）」、「⑥専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑦専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑧専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑨専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑪専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑫各種学校（外国人学校）」、「⑬各種学校（その他）」の別を記入してください。

【生活保護（生業扶助）の受給状況について】の欄は、次によって記入してください。

①に該当する場合は、前倒し給付を申請するときは4月1日現在の、それ以外は7月1日現在の生業扶助（高等学校等就学費）を受給していることがわかる生活保護受給証明書を添付してください。なお、家計急変の申請において、②に該当する場合は、家計急変発生日現在の生業扶助が措置されていない旨の誓約書および課税証明書等を添付してください。

【保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

- イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
  - ①児童福祉法第33条の2第1項、第33条の8第2項又は第47条第2項の規定により親権を行う児童相談所長
  - ②児童福祉法第47条第1項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
  - ③法人である未成年後見人
  - ④民法第857条の2第2項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
  - ⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者
- ロ (1) ①～⑤のうち該当する者の課税証明書等を添付してください。  
 なお、課税証明書を添付する者は、高等学校等就学支援金の受給資格認定申請書または収入状況届出書と同一の者となります。

【扶養親族の状況について】の欄は、次によって記入してください。

15歳（中学生は除く。）以上23歳未満の扶養者については、前倒し給付を申請するときは4月1日現在の、家計急変を申請するときは家計急変発生日現在の、それ以外は7月1日現在の状況を記入し、扶養を確認できる書類（健康保険証等の写し等）を添付してください。

【振込口座の届出】の欄は、次によって記入してください。

振込を希望する口座を記入し、振込口座が確認できる書類（通帳表紙やキャッシュカードの写し）を添付してください。なお、申請者以外の者の口座をしてされる場合は、委任状を併せて添付してください。

## 留意事項

- イ 過去に国公立を問わず高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了したことがある場合には、奨学のための給付金の受給資格はありません。
- ロ 2校以上の学校に在学している場合は、いずれか1校を選んで申請をしてください。
- ハ 児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について（平成11年4月30日厚生省発児第86号）による措置費等の支弁対象となる高校生等であって、見学旅行費又は特別育成費（母子生活支援施設の高中生等を除く）が措置されている場合には、原則として補助対象外となります。
- ニ 不正に奨学のための給付金を受給した場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の規定に基づき、刑罰が科されることがあります。